

## 令和8年第1回五霞町議会定例会

令和8年3月3日（火曜日）午前10時開会

### 議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長の施政方針
- 第 5 議案第 1号 五霞町教育委員会委員の任命同意について
- 第 6 承認第 1号 専決処分の承認について  
(令和7年度五霞町一般会計補正予算(第5号))
- 第 7 承認第 2号 専決処分の承認について  
(令和7年度五霞町水道事業会計補正予算(第2号))
- 第 8 承認第 3号 専決処分の承認について  
(令和7年度五霞町一般会計補正予算(第6号))
- 第 9 議案第 2号 五霞町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第10 議案第 3号 五霞町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 4号 五霞町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第 5号 五霞町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第 6号 五霞町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第 7号 五霞町特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例
- 第15 議案第 8号 五霞町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第 9号 五霞町犯罪被害者等支援条例
- 第17 議案第10号 五霞町中小企業等の振興に関する条例
- 第18 議案第11号 五霞町中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第12号 五霞町基金条例の一部を改正する条例

- 第20 議案第13号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について  
(五霞町立五霞中学校屋内運動場・武道場空調改修工事)
- 第21 議案第14号 五霞町原宿台コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第22 議案第15号 町道の廃止について
- 第23 議案第16号 町道の認定について
- 第24 議案第17号 令和7年度五霞町一般会計補正予算(第7号)
- 第25 議案第18号 令和7年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 第26 議案第19号 令和7年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 第27 議案第20号 令和7年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 第28 議案第21号 令和7年度五霞町水道事業会計補正予算(第3号)
- 第29 議案第22号 令和7年度五霞町公共下水道事業会計補正予算(第2号)
- 第30 議案第23号 令和7年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)
- 第31 議案第24号 令和8年度五霞町一般会計予算
- 第32 議案第25号 令和8年度五霞町国民健康保険特別会計予算
- 第33 議案第26号 令和8年度五霞町後期高齢者医療特別会計予算
- 第34 議案第27号 令和8年度五霞町介護保険事業特別会計予算
- 第35 議案第28号 令和8年度五霞町水道事業会計予算
- 第36 議案第29号 令和8年度五霞町公共下水道事業会計予算
- 第37 議案第30号 令和8年度五霞町農業集落排水事業会計予算
- 第38 発議第1号 五霞町議会予算特別委員会の設置
- 第39 休会の件

---

出席議員(10名)

- |    |        |     |         |
|----|--------|-----|---------|
| 1番 | 猿橋正男君  | 2番  | 小野寺宗一郎君 |
| 3番 | 黛丈夫君   | 4番  | 山本芳秀君   |
| 5番 | 植竹美智雄君 | 6番  | 新井庫君    |
| 7番 | 伊藤正子君  | 8番  | 宇野進一君   |
| 9番 | 鈴木喜一郎君 | 10番 | 樋下周一郎君  |

欠席議員(0名)

なし

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	知久清志君	副町長	土信田法男君
教育長	森田恵美子君	総務課長	鳩貝浩之君
まちづくり 戦略課長	古郡健司君	会計管理者兼 町民税務課長	堀山康行君
健康福祉課長	吉岡雅子君	こども未来課長	山下仁司君
産業課長兼 農業委員会 事務局長	山田浩君	特定プロジェクト 推進課長	大橋勝君
建設水道課長	園田和則君	教育次長	荒井富美子君

---

写真撮影のため入場を許可した者

まちづくり 戦略課主任	尾白拓也君
----------------	-------

---

事務局職員出席者

局長	曾根正明	書記	高島悠仁
		書記	伊藤弘美



開会 午前10時00分

#### ◎開会の宣告及び議長挨拶

- 議長（植竹美智雄君）おはようございます。  
定刻になりましたので、ただいまから令和8年第1回五霞町議会定例会を開会いたします。  
開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。  
本日は、議員各位には何かとお忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。  
本定例会には、専決処分の承認、人事案件、条例の新規制定や一部改正、各会計補正予算、令和8年度予算などが議案として提出されております。  
議員各位には、慎重なる審査と円滑なる運営がなされますよう、よろしく願い申し上げます。  
なお、本定例会開催にあたり、去る2月20日午前10時から議会運営委員会が開催され、別紙令和8年第1回五霞町議会定例会会期及び審議表のとおり協議されておりますので、御報告申し上げます。

---

#### ◎会議成立の宣言

- 議長（植竹美智雄君）ただいまの出席議員は全員出席の10名で、会議は成立いたします。

---

#### ◎町長挨拶

- 議長（植竹美智雄君）ここで、町長の挨拶をお願いします。  
町長。  
○町長（知久清志君）皆様、改めまして、おはようございます。  
開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。  
本日は、令和8年第1回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。  
本定例会は、執行部といたしましては、五霞町教育委員会委員の選任同意、専決処分の承認が3件、条例の新規制定が3件、条例の一部改正が8件、工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について、五霞町原宿台コミュニティセンターの指定管理者の指定について、町道の廃止について、町道の認定について、各会計の補正予算が7件、各会計の令和8年度予算が7件、以上、合計33件を御提案させていただいております。  
詳細につきましては、御手元の議案書により説明させていただきますので、御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

---

#### ◎開議の宣告

- 議長（植竹美智雄君）これから本日の会議を開きます。  
会議規則第20条による本日の議事日程は、御手元に配付いたしました令和8年第1回五霞町議会定例会日程（第1号）のとおりであります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（植竹美智雄君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議規則第120条の規定により、6番 新井 庫君、10番 樋下周一郎君の2名を会期中の署名議員として指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（植竹美智雄君）日程第2、会期の決定について議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日3月3日から3月16日までの14日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日3月3日から3月16日までの14日間とすることに決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（植竹美智雄君）日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定に基づく定期監査及び例月出納検査の監査結果について、地方自治法第199条第9項及び第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員より報告がありましたので、その写しを配付しております。御確認ください。

続きまして、地方自治法第121条の規定による本日の議案説明員等は、御手元に配付いたしました資料のとおりです。御確認ください。

傍聴の皆様をお願い申し上げます。

本日の会議は、役場庁舎内へ映像配信を行うとともに、後日、町ホームページを通じて録画映像の配信を行いますので、御理解、御協力をお願いいたします。なお、傍聴席が映像範囲に入ることもございますので、あらかじめ御承諾をお願いいたします。

また、スマートフォン等の音の出る電子機器類は電源を切るか、音が出ないように設定をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎町長の施政方針

○議長（植竹美智雄君）続きまして、日程第4、町長から令和8年度の施政方針を述べさせていただきます。この申出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 知久清志君 登壇〕

○町長（知久清志君）本日ここに、令和8年第1回五霞町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には何かと御多用の折、御参集いただき心から感謝申し上げます。

開会に当たりまして、新年度に臨む私の所信及び町政運営に関する基本方針を申し述べさせていただきます。議員の皆様並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

始めに、我が国は人口減少と少子高齢化が一層進展する中、今後20年間で、生産年齢人口が約1,500万人、約2割の減少が見込まれております。

このような社会情勢のもと、五霞町を含む地方自治体は、人口規模の縮小を踏まえつつも、地域経済の成長と安全・安心な暮らしが持続可能な地域づくりを目指しております。

特に、若者や女性に選ばれ、高齢者も含め、あらゆる世代が安心して住み続けられる魅力あるまちづくりのため、町独自の主体的な取組に対する期待と責任がこれまで以上に高まっております。

次に、我が国の経済状況について申し上げます。

2026年現在、日本経済は新たな技術革新や持続可能な社会の構築に向けた取組を背景に、緩やかな回復基調を維持しています。生成AIや再生可能エネルギーなどの成長分野への投資が進み、企業の賃上げや雇用環境の改善につながっております。国内需要も堅調で、経済の安定成長が期待されています。

一方で、依然として世界経済には不確実性が残っており、中東や東欧の地政学リスクやサイバー安全保障問題、資源価格の変動などが我が国経済に影響を及ぼす可能性があります。今後もこれらのリスクに対応しつつ、物価の安定や金融市場の動向にも十分留意する必要があります。

令和8年度の国家予算は、過去最大規模となる一般会計総額約120兆円に増加し、社会保障費の充実や脱炭素・デジタル化推進に向けた投資が継続されています。地方財政においても、子育て支援や防災体制の強化、地域経済の活性化を目的とした交付金が確保されており、地方自治体による持続可能なまちづくりを支える重要な基盤となっています。

五霞町においては、このような国の予算編成のもとで、地域の実情に即した施策を推進し、財政の安定確保と効果的な事業執行に努めてまいります。また、国や県の政策動向に注視し、変化に対応可能な柔軟な財政運営を心がけてまいります。

続きまして、これまでの取組について申し上げます。

私は、町長就任以来、急速に進む人口減少や少子高齢化の厳しい社会環境の中、この10年間の勝負の期間と捉え、迅速かつ果敢に課題解決に挑んでまいりました。また、まちづくりに当たっては、町民の皆様、企業、各種団体と一体となった協創のまちづくりを基本姿勢とし、多様な事業やイベントをともに推進し、地域の絆を深めてきたと自負しております。

始めに、町の積年の課題への対応について、一つ目の成果として、多くの町民の皆さんが長年待ち望んだ商業施設については、このたび、スーパーを核としたショッピングモールを誘致することに成功しました。地権者の皆さんの御協力を得て、現在の中央公民館がある場所を含めて、約4ヘクタールの区域に新しい役場庁舎と合わせて整備します。

令和9年度中のオープンを目標に整備を予定しておりますが、この間、公民館機能の移転に伴い、町民の皆様には御不便をおかけいたしますが、何卒御理解を賜りたいと存じます。

二つ目の成果として、町の上水道事業につきましては、埼玉県水への一本化に向けて、大野埼玉県知事への要望をはじめ、埼玉県の担当部局と協議を重ねてきましたが、このたび、必要な送水管の工事や水量試験などを行い、順調にいけば、令和9年4月からの埼玉県水の全量受水が可能となる見込みとなりました。引き続き、関係機関と調整を図り、早期の全量受水に向けて取り組んでまいります。

次に、これまでの取組といたしましては、1点目として、自主財源の大幅増加と地域産業の活性化です。自主財源確保の大きな手段であるとともに、町の特産品を全国へPRし、地元産業の活性化につなげるふるさと納税は、就任時の1億4,000万円から令和6年度には7億2,000万円と大幅に増加し、これまでの挑戦が成果となって現われていると考えております。加えて、積極的な情報発信により、全国に町の魅力を発信し、産業振興の面でも大きな成果を上げています。

2点目は、充実した子育て支援です。

共働き世代の子育て支援として保育料無償化を継承し、さらに令和7年4月からは、医療費や給食費の無償化を実施するとともに、放課後児童クラブを小学校4年生までから全学年に拡大し、同年4月より五霞小学校の教室を活用し、学習支援や遊びの場の提供を開始しました。

また、令和5年4月に開設した五霞町こども家庭センターでは、母子保健と児童福祉の機能を一体化し、妊娠期から就学後まで切れ目なく手厚い支援を展開しており、町の将来を担う子供たちの健全な育成を図っています。

移住・定住促進のため、市街化調整区域でも住宅建設が可能となる区域指定制度の導入に加え、町外からの子育て世代の移住・定住を図ることを目的に、町内2か所に合計30戸の子育て支援住宅の整備を行い、3月から入居を開始しています。交通利便性や自然豊かな環境、充実した子育て支援策及び五霞町の魅力を広く発信し、移住・定住者の確保に努めています。

3点目は、健康長寿と福祉の充実です。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターがボランティアと連携し、多様な「みんなの居場所づくり」を推進しています。

また、シルバーリハビリ体操、調理実習やスクエアステップ教室、行政区への出前講座などの介護予防教室を開催し、高齢者の生活の質の向上、介護予防や健康増進に取り組んでいます。

さらに、運転免許証を返納した高齢者の移動手段確保のため、希望時間に目的地へ送迎するA I オンデマンド交通の実証実験を行い、利便性向上に努めるとともに、高齢者向けスマートフォン教室などを開催し、情報格差の解消に努めています。

4点目は、新たな産業の振興です。

五霞インターチェンジ周辺約69ヘクタールの第2期産業用地整備を着実に進め、発起人会や地権者説明会、立地企業意向調査を継続的に実施し、将来にわたり活力ある産業基盤の創出を図っています。

地域製品の販路拡大や産業連携の促進を目的に、令和7年10月に地域商社ごかみらいLabを設立し、「ひとつをつなぐ、モノを創る、地域と共に五霞町を盛り上げる」という理念のもと、地元の生産者や企業と連携して特産品の発信・販売を積極的に促進しています。

さらに、地域活性化と観光振興においては、シン・いばらきメシ総選挙2024でグランプリを受賞した「シン・茨城あげそば」や産官学連携によるクラフトジン「HANABI Gin」など名産品を開発し、町外に向けPRするとともに、ごかマルシェや五霞ふれあい祭りなど、多彩なイベントを開催することで、多くの町外来場者を迎え、町の認知度と魅力度向上に努めています。

5点目は、教育の充実です。

令和6年4月に開校した五霞小学校では、五霞中学校との小中一貫教育体制のもと、高学年の教科担任制や小・中合同行事を積極的に実施し、児童・生徒の学力向上と社会的な資質の育成に努めています。

日本語力の向上を図るため、小学2年生から中学2年生までを対象に日本語検定の取組を継続しています。また、英語力の向上を図るため、外国語指導助手の配置に加え、小学5年生から中学3年生を対象とした英語検定の全額負担を実施しています。さらに、小学生対象にイングリッシュキャンプを開催し、英語に親しみやすい学習環境の整備に力を入れています。

加えて、ICTを活用した授業の更なる充実を図るとともに、五霞中学校の武道場や体育館の空調設備の整備を進め、児童・生徒が快適に学び、活動できる環境づくりに取り組んでおります。

災害時の避難所でもあるB&G海洋センターでは、空調設備の整備を進め、利用者が快適に利用できる環境づくりに取り組んでおります。

6点目は、安全・安心で災害に強いまちづくりです。

激甚化・頻発化する自然災害に備え、災害対策本部の初動体制の迅速化や関係機関との連携強化を図るため、地震災害及び風水害を想定した防災訓練を継続的に実施しております。

防災訓練では、情報収集や避難誘導の効率化を図るとともに、段ボールベッドの組立てや食事の提供など、避難所運営を町民の皆様にご体感していただいております。

続きまして、本町の当初予算案について申し上げます。

今回提案しました令和8年度の当初予算案につきましては、加速度的に進む人口減少や少子高齢化など、様々な待ったなしの課題に果敢に挑戦し、町の総合計画に掲げる「快適で居心地のよいまち」の実現に向け取り組むための予算であります。

このため、町長就任以来、私がこれまで重点的に、そして着実に取り組んできた施策であり、五霞町総合計画第Ⅱ期基本計画の重点プロジェクトにも位置づけされている「子育ての支援の充実」、「健康長寿と福祉の充実」、「新たな産業の振興」、「教育の充実」、「安全・安心、災害に強いまちづくり」の5つの柱の到達度を高めていくとともに、新たな試みにも躊躇せず、先手、先手で取り組んでまいります。

こうして編成しました新年度予算は、一般会計が62億円であり、令和7年度当初予算と比較して6,000万円、1.0%の減額となっております。

歳入につきましては、固定資産税の増収などにより、町税収入を6,300万円増の24億4,200万円を見込むとともに、地方財政計画を踏まえ、普通交付税を6,800万円減の3億9,600万円、ふるさと納税を1億円増の8億円と見込んでいます。

一方、歳出につきましては、義務的経費が7,600万円増の19億5,400万円、投資的経費が1億円減の2億700万円、その他の経費が3,500万円減の40億3,800万円と見込んでいます。

また、令和8年度特別会計におきましては、3つの特別会計を合わせて20億8,700万円となっており、一般会計と特別会計を合わせた予算の総額は82億8,700万円と、令和7年度当初予算と比較して1,000万円、0.1%の増額となっております。

水道事業会計、公共下水道事業会計及び農業集落排水事業会計の企業会計全体の予算規模は、収益勘定、資本勘定の合計で16億6,260万円となっております。

続きまして、令和8年度の主な施策について申し上げます。

まず、1点目の子育て支援の充実です。

子育て世代が安心して生活できる環境の実現に向け、子育て支援の充実を重要な課題と位置づけています。保護者が安心して子育てに取り組めるよう、地域全体で子育てを支える体制を構築に取り組んでまいります。

まず、保育サービスの充実に取り組みます。病児保育、一時預かりや延長保育を継続的に行うとともに、こども誰でも通園制度を導入し、保護者が安心して子供を預けられる選択肢を増やし、更なる子育て支援の体制強化を図ります。

また、予防接種や乳幼児健診から子供の健康状態を早期に把握し、発達や育児に関する相談を通じて子供たちの健やかな成長を支えてまいります。

さらに、乳児教室や幼児教室、各種講座の開催などを通じて保護者同士の交流を促進し、養育能力の向上を図ってまいります。

加えて、不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため、新たに助成金制度を導入し、子供を望む夫婦への支援及び少子化対策を推進します。

また、地域のつながりを深めるため、親子が参加できるイベントやスクールガードによる子供の見守りなど、地域ボランティアとの連携を強化してまいります。新たに開始する子ども食堂も、地域の子供たちに温かい食事を提供するとともに、安心して過ごせる居場所として機能するよう推進してまいります。

さらに、子育て世帯の経済的負担軽減のため、保育料、医療費、給食費の無料化を継続的に実施してまいります。

最後に、子育て支援住宅の整備を一層進めるため、第2期子育て支援住宅整備導入可能性調査を行います。本調査を通じて住宅支援の実現可能性や効果を検証し、今後の施策検討につなげてまいります。

これらの施策を通じ、子供たちが健やかに成長し、保護者が安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。引き続き、地域全体で子育てを支える取組を推進し、誰もが安心して暮らせる住みやすいまちづくりを目指してまいります。

2点目が、健康長寿と福祉の充実です。

全ての町民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、多様な福祉施策の充実に取り組んでおります。高齢者、障害者、子育て世代など、それぞれの立場に寄り添い、一人一人の暮らしを支えるために、きめ細やかな支援体制の整備を進めてまいります。

高齢者福祉の分野においては、引き続き介護サービスの拡充や健康づくり教室の実施を通じて、健康寿命の延伸を図ってまいります。

さらに、健康づくり教室の参加対象年齢を拡大するとともに、新たに、後期高齢者を対象とした人間ドック助成制度を導入いたします。

これらの取組により、高齢者の健康維持と自立支援を一層強化し、生活の質の向上につなげてまいります。

また、障害者支援については、相談体制の強化や就労支援プログラムの充実を進めており、今後も、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが「ともに」生き、「ともに」幸せを感じる共生社会の実現に向けて環境の整備に取り組んでまいります。

さらに、交通弱者である高齢者の移動手段として、現在運行している「ごかりん号」に加え、試験的にオンデマンドタクシーの導入も検討し、公共交通の利便性の向上を図ってまいります。これにより、誰もが自由に移動できる地域づくりを進めてまいります。

こうした施策を総合的に展開することで、全ての町民が健やかで安心して暮らせる福祉の充実に努めてまいります。

3点目が、新たな産業の振興です。

地域経済の活性化と持続的な発展を目指し、引き続き新たな産業の振興に積極的に取り組んでまいります。基幹産業である農業や商工業において、伴走型支援を継続するとともに、特産品開発に対する助成金制度を創設し、地域特産品の新たな開発と販路拡大を図ることで、多様な事業展開を後押ししてまいります。

また、農業や商工業、観光に加え、地域の消費ニーズや生活美利便性を高めるため、先にお話ししましたとおり、公民館跡地に商業施設の整備建設を進めるとともに、複合庁舎と合わせて賑わいの場を創出し、地域の交流や賑わいを一層促進してまいります。

こうした取組を通じて、地域内における雇用機会の拡大につなげてまいります。

さらに、計画的なまちづくりと産業振興の両立を図るため、立地適正化計画の策定を進めてまいります。本計画に基づき、企業立地や住環境の整備を効果的に推進する体制を整え、持続可能な地域経済の基盤強化につなげてまいります。

また、大学や産業界、行政、金融機関との産学官金連携を一層強化し、イノベーションの創出や産業の高度化を推進してまいります。併せて、企業が立地しやすい環境づくりのため、交通インフラや生活環境の整備にも取り組んでまいります。

これらの取組を通じ、地域の特色を生かした新たな産業の創出を図り、持続可能な地域経済の発展と活力あるまちづくりを進めてまいります。

4点目は、教育の充実です。

全ての子供たちが安心して学び、心身ともに健やかに生活できるよう教育環境及び指導体制等の充実に取り組んでまいります。

教育環境面では、学校の安全性と快適性の向上を図るため、建築後21年が経過した中学校普通教室棟の中規模改修を実施し、老朽化した設備を更新してまいります。併せて、最新のICT機器を導入し、インターネット環境の改善を図ってまいります。

指導体制面では、一人一人の児童・生徒に対してきめ細やかな学習支援を行うため、教育活動支援員、生活介助員等を活用し、多様なニーズに対応する支援体制の強化に取り組んでまいります。また、教職員の専門性向上を図るための研修を積極的に実施するとともに、保護者や地域と連携した教育活動の充実にも力を入れてまいります。

学習面では、英語力の向上を目的としたイングリッシュキャンプを開催し、児童が楽しく英語に触れる機会を設けるとともに、日本とは異なる文化への理解を深めながら英語力の向上を図ってまいります。また、豊かな人間性や社会性を育む取組として、総合的な学習の時間を中心とした様々な交流活動、体験活動、キャリア教育及び道徳教育の充実にも努めてまいります。

こうした多角的な支援を通じて、全ての子供たちが、将来にわたり社会で活躍できる力を身につけられるよう、教育の充実を図ってまいります。

スポーツ振興においては、各種スポーツイベントを実施することで、町民のスポーツに親しむ機会を創出してまいります。

5点目に、安全・安心、災害に強いまちづくりです。

全ての町民が安心して暮らせる安全な地域社会の実現を目指し、引き続き、災害に強いまちづくりに積極的に取り組んでまいります。

まず、地域防災計画を改訂し、災害発生時における対応や復旧活動の指針を明確化するとともに、関係機関や地域住民との役割分担を定めることで、実効性の高い防災体制の構築を進めてまいります。

また、水害ハザードマップの更新や避難所の充実、定期的な防災訓練の実施など、防災・減災対策の強化に引き続き取り組んでまいります。さらに、複合庁舎の建て替えに合わせて、防災拠点としての機能強化を図り、災害時の対応力の向上と防災機能の充実につなげてまいります。

加えて、消防団や自主防災組織の育成を進めるとともに、町民への防災教育や啓発活動を充実させ、地域全体の防災力の向上に取り組んでまいります。また、安全・安心な生活環境の整備を進め、防犯カメラの設置や防犯灯の増設、交通安全対策の強化に加え、高齢者や障害者など、災害時要配慮者に対する支援体制の充実を図ってまいります。

さらに、近隣自治体や関係機関との連携を強化することで、災害発生時における被害の軽減と迅速な復旧につなげてまいります。これらの施策を総合的に推進し、誰もが安心して暮らせる災害に強いまちづくりの実現を目指してまいります。

以上、令和8年度の町政運営に対する所信の一端と、新年度に取り組む重点分野の主要施策について述べさせていただきました。

日本全体はもとより、我が五霞町におきましても人口減少・少子高齢化といった解決困難な課題を抱える中、日々変化する社会情勢や地域経済に柔軟に適応し、知恵を出し合いながら地域間競争に打ち勝ち、町として未来に向かって歩みを進めていかなければなりません。

私は、冒頭に申し上げましたとおり、町長就任当初の施政方針において、これからの10年が五霞町にとって大きな正念場であり、そのために、町の魅力を積極的に発信し、交流人口の拡大を通じて五霞町の未来を拓いていきたいという思いに寸分の変わりもございません。

町として対応すべき課題は、以前にも増して多様化・複雑化しており、財政運営も依然と厳しい状況が続いております。

しかしながら、これまで先人たちが幾多の努力を重ねて紡いできた五霞町の魅力や貴重な資源を確実に継承し、さらに創意工夫をもって磨き上げるとともに、新たに町の強みを育てていくことこそが、町の持続可能な成長につながるものと確信しております。

また、財源の確保につきましては、ふるさと納税の積極的な活用を図り、安定した財政基盤の強化に努めるとともに、DX、デジタル・トランスフォーメーションを推進し、業務の効率化とコスト削減を図ってまいります。

最後になりますが、今年が五霞町町制30周年の節目の年となります。これから町が飛躍的に発展していくためには、私自身が先頭に立ち、町民の皆様をはじめ、各種団体、企業、行政が一体となった協創のまちづくりを推進することが必要であり、町長として全身全霊、粉骨砕身の覚悟を持って職務に全力で取り組んでまいりたい所存です。そして、町民の皆様の声にしっかりと耳を傾け、謙虚な気持ちで行政を一步ずつ前進させてまいります。

引き続き、議員の皆様をはじめ、町民の皆様には、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願いと御鞭撻を心よりお願い申し上げます。令和8年度に向けての施政方針といたします。

御清聴ありがとうございました。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植竹美智雄君）これより議事に入ります。

初めに、日程第5、議案第1号 五霞町教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

なお、本案件に関する参考資料の配付依頼がありましたので、御手元に配付しております。資料は、審議終了後に回収となりますので、取扱いには御注意願います。

それでは、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第1号について御提案申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

五霞町教育委員会委員の任命同意についてですが、現在、教育委員である小村隆宜氏が令和8年3月31日で任期満了となるため、令和8年4月1日から引き続き、当町教育委員として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。任期は令和12年3月31日までの4年の任期となります。

なお、同氏の経歴書を御手元に配付しておきましたので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり任命同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）全員起立です。

着席願います。

よって、議案第1号 五霞町教育委員会委員の任命同意については、原案のとおり任命同意されました。

---

### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第6、承認第1号 専決処分の承認について（令和7年度五霞町一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）承認第1号について、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために拡充された重点支援地方交付金について、関連する事業を速やかに執行するため、補正予算の専決処分をしたので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めます。

議案書4ページをお開き願います。

内容については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億473万円を追加し、総額をそれぞれ67億6,581万5,000円としたものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）続きまして、担当課長より補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君）はい。それでは、承認第1号について御説明申し上げます。

議案書4ページをお願いいたします。

令和7年度五霞町一般会計補正予算（第5号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億473万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億6,581万5,000円と定め、補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

なお、今回の補正予算につきましては、いずれも物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するため、国の重点支援交付金等を活用して実施する事業に要する経費を計上したものでございます。

議案書の9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金8,203万4,000円の追加については、重点支援地方交付金を追加するものです。

次に、2目民生費国庫補助金1,776万3,000円の追加は、物価高対応子育て応援手当支援事業補助金でございます。

次に、15款県支出金、2項1目民生費県補助金452万8,000円の追加は、子育て世帯生活応援特別給付金事業費補助金の追加でございます。

次に、18款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金40万5,000円の増額は、歳入調整によるものでございます。

続いて、議案書10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

2款総務費、1項1目企画費、物価高騰対策生活者支援事業については、町民1人当たり5,000円を給付する事業に要する事務費として需用費、役務費、委託料、使用料及び手数料を合わせまして200万円。また、事業費としては、負担金補助及び交付金3,800万円。合計4,000万円を追加するものでございます。

次に、11目諸費、地域防犯対策推進事業につきましては、住民を対象に、防犯カメラの設置費用の一部を助成するための費用として、役務費3万円、負担金補助及び交付金240万円を増額するものでございます。

次に、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業につきましては、町内の医療機関、介護施設、障害者福祉サービス施設、保育所等の支援に要する費用として負担金補助及び交付金420万円を追加するものでございます。

11ページをお願いいたします。

同じく3款民生費、2項2目の児童措置費、子育て世帯生活支援特別給付金事業につきましては、茨城県が実施する低所得の子育て世帯に対する給付金事業、子供1人当たり5万円の給付に要する事務としまして職員手当、役務費、委託料、使用料及び賃借料、合わせて128万円。また、事業費として扶助費325万円。合計で453万円を追加するものでございます。

次に、物価高対応子育て応援手当支給事業につきましては、国が実施する子育て応援手当、子供1人当たり2万円の給付に要する事務費として会計年度任用職員の報酬、需用費、役務費、委託料、合わせて132万円。また、事業費として扶助費1,668万円。合計1,800万円を追加するものでございます。

続きまして、12ページでございます。

4款衛生費、1項6目上水道費、水道事業会計補助事業につきましては、上水道料金支援事業に要する費用として、負担金補助及び交付金2,150万円を増額するものでございます。

次に、7款商工費、1項1目商工振興費、中小企業等に関するエネルギー価格高騰対策事業でございますが、町内中小企業への交付金、1事業所当たり4万円の給付に要する経費のうち、事務費として役務費に20万円、また、事業費として負担金補助及び交付金1,380万円、合わせて1,400万円を追加するものでございます。

説明については、以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第1号を採決いたします。

承認第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第1号 専決処分承認について（令和7年度五霞町一般会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認されました。

---

#### ◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第7、承認第2号 専決処分の承認について（令和7年度五霞町水道事業会計補正予算（第2号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）承認第2号について専決処分をしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものです。

内容については、国からの重点支援地方交付金を活用し、物価高騰等の影響を受けている一般家庭や事業者への支援として、水道基本料金の減免を行うため予算の補正をしたものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、建設水道課長の補足説明を願います。

建設水道課長。

○建設水道課長（園田和則君）それでは、承認第2号について御説明いたします。

議案書の17ページをお願いいたします。

第2条の収益的収入及び支出の総額にそれぞれ27万円を追加し、収入支出の予定額を4億6,965万5,000円に補正するものです。

続いて、第3条、他会計からの補助金。予算第10条中、1億374万9,000円を1億1,809万9,000円に改めるものです。

19ページをお願いいたします。詳細を説明いたします。

収益的収入及び支出。収入ですが、1款事業収益、1項営業収益、1目給水収益1,408万円の減額ですが、水道基本料金2か月分、2月・3月検針分を減額するものです。

次に、2項営業外収益、1目1節他会計補助金1,435万円を追加するものです。財源振替としまして、給水収益の減額に対する補填分、それと事業に係る経費として重点支援地方交付金を充てさせていただくものでございます。

次に、支出ですが、1款事業費用、1項営業費用、3目総係費、13節委託料27万円を追加するものです。内容につきましては、減免事業を実施するための水道料金システムの改修委託料22万円。それと、使用者への周知を行うためのチラシ配布委託料として5万円を計上させていただいております。

説明につきましては以上です。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第2号を採決いたします。

承認第2号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第2号 専決処分の承認について（令和7年度五霞町水道事業会計補正予算（第2号））は、原案のとおり承認されました。

---

#### ◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第8、承認第3号 専決処分の承認について（令和7年度五霞町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）承認第3号について、2月8日に執行された第51回衆議院議員総選挙に要する経費に係る補正予算の専決処分をしたので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものです。

議案書22ページをお開き願います。

内容については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ952万円を追加し、総額をそれぞれ67億7,533万5,000円としたものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君）承認第3号について御説明申し上げます。

議案書22ページをお願いいたします。

令和7年度五霞町一般会計補正予算（第6号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ952万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億7,533万5,000円と定め、補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

続きまして、27ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

15款県支出金、3項1目総務費県委託金761万6,000円の追加でございます。先の衆議院議員総選挙に要する経費に対して交付される衆議院議員総選挙委託金でございます。

次に、18款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金190万4,000円の追加でございます。歳入調整による増加で増額でございます。

続きまして、28ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款総務費、4項2目諸選挙費、衆議院議員総選挙費につきましては、投票管理者等の報酬、職員の時間外勤務手当のほか、需用費、役務費、委託料、使用料及び手数料等の事務経費並びに枚数計算機等の備品購入費、合わせまして952万円を追加するものでございます。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第3号を採決いたします。

承認第3号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第3号 専決処分の承認について（令和7年度五霞町一般会計補正予算（第6号））は、原案のとおり承認されました。

---

◎議案第2号・議案第3号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）お諮りいたします。

日程第9、議案第2号 五霞町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び日程第10、議案第3号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第2号及び議案第3号を一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第2号及び第3号について、一括して御提案申し上げます。

議案書32ページをお開き願います。

令和7年の人事院勧告に基づく国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、当町の一般職及び特別職においても、国家公務員の一般職及び特別職と同様の措置を講ずるため、条例の一部を改正するものです。

本定例会には常任委員会が予定されています。詳細については、常任委員会において御説明申し上げますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第2号及び議案第3号は、会議規則第37条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第2号及び議案第3号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第11、議案第4号 五霞町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第4号について御提案申し上げます。

議案書81ページをお開き願います。

五霞町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償について改正するものです。

令和8年度においては、五霞町地域防災計画の改定を行う際、五霞町防災会議を開催することに伴い、防災会議委員への報酬を支払うため条例を改正するものです。

本定例会には常任委員会が予定されています。詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第4号は、会議規則第37条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。  
よって、議案第4号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第12、議案第5号 五霞町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第5号について御提案申し上げます。

議案書84ページをお開き願います。

令和7年度税制改正において特定親族特別控除が新設されたことに伴い、茨城県の医療福祉費支給制度においては、特定親族特別控除に相当する額を控除する改正が行われました。

本町においても、県と同様の取扱いにより対象者の所得判定を行うため、本条例の一部を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されていますので、詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第5号は、会議規則第37条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会へ議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第13、議案第6号 五霞町個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第6号について御提案申し上げます。

議案書94ページをお開き願います。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律第6条の規定による予防接種法の改正により、任意接種を行っている自治体については、個人番号の独自利用事務として定める必要があることから、本条例の一部を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されていますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

議案第6号は、会議規則第37条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）続いて日程第14、議案第7号 五霞町特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第7号について御提案申し上げます。

議案書100ページをお開き願います。

令和8年度から全国で本格的に開始されることも誰でも通園制度に伴い、令和7年9月に制定した認可基準に関する条例に続き、今回は、運営基準に関する条例について、内閣府令に規定する認可基準に基づき、新規制定するものです。

なお、定例会には、常任委員会が予定されていますので、詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

議案第7号は、会議規則第37条の規定により、御手元へ配付しております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第15、議案第8号 五霞町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第8号について御提案申し上げます。

議案書112ページをお開き願います。

令和8年度から各自治体で本格的に開始されることも誰でも通園制度に伴う認可基準を定める目的により本条例を制定していますが、内閣府令の基準の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

なお、本定例会には常任委員会が予定されていますので、詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第8号は、会議規則第37条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第16、議案第9号 五霞町犯罪被害者等支援条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第9号について御提案申し上げます。

議案書118ページをお開き願います。

犯罪被害者等基本法の規定により、地方公共団体は、犯罪被害者及びその家族又は遺族の支援に関し、地域の状況に応じた施策の策定と実施をする責務を有するとされております。

先般、境警察署管内にある五霞町、境町、坂東市及び警察等の関係機関で構成する境地区被害者支援連絡協議会において、それぞれの市町で条例を施行することと決議されました。

犯罪の被害を受けられた住民が安心して本町で暮らすことができる社会を実現するとともに、途切れることのない行政支援と、それらに必要な施策を総合的に推進するため、五霞町犯罪被害者等支援条例を新規制定するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されていますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第9号は、会議規則第37条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

◎議案第10号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）続いて日程第17、議案第10号 五霞町中小企業等の振興に関する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第10号について御提案申し上げます。

議案書122ページをお開き願います。

本条例は、中小企業及び小規模企業が町の経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し基本理念を定め、町の責務等を明らかにするとともに、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業等の持続的成長及び地域経済の活性化を図り、もって、町経済の発展及び町民生活の向上に寄与することを目的としています。

また、この条例を制定することにより、自治体の基本的役割や商工会、金融機関等の役割を明文化し、今後、策定する施策、補助金、支援制度等の根拠とします。

本定例会には、常任委員会が予定されていますので、詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第10号は、会議規則第37条の規定により、御手元へ配付しております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

◎議案第11号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）続いて日程第18、議案第11号 五霞町中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第11号について御提案申し上げます。

議案書126ページをお開き願います。

茨城県信用保証協会では、県内中小企業の金融円滑化を図るため、自治金融及び振興金融における保証期間の最長限度を7年から10年に改正しました。この制度改正に合わせ、町の該当する中小企業事業資金融資あっせん条例の保証期間の最長限度を一部改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されていますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 11 号は、会議規則第 37 条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。  
よって、議案第 11 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

#### ◎議案第 12 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第 19、議案第 12 号 五霞町基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 12 号について御提案申し上げます。

議案書 129 ページをお開き願います。

子育て支援住宅の管理運営に伴う収益余剰金について、今後の子育て支援住宅施設整備に活用できるよう五霞町基本条例の一部を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されていますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 12 号は、会議規則第 37 条の規定により、御手元へ配付しております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号は付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

#### ◎議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植竹美智雄君）続いて日程第 20、議案第 13 号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について（五霞町立五霞中学校屋内運動場・武道場空調改修工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 13 号について御提案申し上げます。

議案書 131 ページをお開き願います。

令和 7 年 12 月 2 日、令和 7 年第 4 回議会定例会において議決をいただきました五霞町立五霞中学校屋内運動場・武道場空調改修工事について変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育次長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）教育次長。

○教育次長（荒井富美子君）議案第 13 号について御説明申し上げます。

議案書の 131 ページをお開き願います。

五霞町立五霞中学校屋内運動場・武道場空調改修工事は、令和 7 年第 4 回議会定例会で議決をいただき、空調設備の設置に向け工事を実施してまいりましたが、本工事の電気設備、変圧器の変更を余儀なくされたため、工事請負契約の変更を提案するものでございます。

変更した内容につきましては、本工事の電気設備、変圧器をエネルギーの使用の合理化等に関する法律、いわゆる省エネ法のトップランナー制度により改正された新基準に変更するものです。新基準に変更することにより、設備代金の増額及び納期が遅れることから、契約金額及び工期の変更をするものです。

工事名です。五霞町立五霞中学校屋内運動場・武道場空調改修工事。

契約金契約額は、変更前 9,747 万 1,000 円。うち、消費税及び地方消費税額は 886 万 1,000 円。変更後は、1 億 118 万 9,000 円。うち、消費税及び地方消費税額 919 万 9,000 円。371 万 8,000 円の増額となります。

工期につきましては、変更前は令和 7 年 9 月 3 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 210 日間、変更後は、令和 7 年 9 月 3 日から令和 8 年 12 月 21 日までの 475 日間、265 日間の延長となります。

契約の相手方になります。茨城県猿島郡五霞町大字大福田 733 番地の 5、株式会社三浦工務店、代表取締役 三浦富光男です。

説明につきましては、以上となります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第 13 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）全員起立です。

着席願います。

よって、議案第 13 号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について（五霞町立五霞中学校屋内運動場・武道場空調改修工事）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第 14 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）続いて日程第 21、議案第 14 号 五霞町原宿台コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 14 号について御提案申し上げます。

議案書 132 ページをお開き願います。

本議案については、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、原宿台コミュニティセンターの管理代行について、原宿台行政区を指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるものです。

本定例会には、常任委員会が予定されていますので、詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第14号は、会議規則第37条の規定により、御手元へ配付しております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）続いて日程第22、議案第15号 町道の廃止についてを議題とします。

町長から提案理由を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第15号について御提案申し上げます。

議案書133ページをお開き願います。

今回廃止をお願いする町道は、幸主地内の町道3348号線の1路線です。

本定例会には、常任委員会が予定されていますので、詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第15号は、会議規則第37条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

#### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第23、議案第16号 町道の認定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第16号について御提案申し上げます。

議案書137ページをお開き願います。

今回、認定をお願いする町道は、幸主地内の町道3488号線の1路線です。

本定例会には、常任委員会が予定されていますので、詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 16 号は、会議規則第 37 条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

### ◎議案第 17 号～議案第 23 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）お諮りいたします。

日程第 24、議案第 17 号 令和 7 年度五霞町一般会計補正予算（第 7 号）から日程第 30、議案第 23 号 令和 7 年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）までは、各会計の補正予算で関連しておりますので、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号から議案第 23 号までを一括して議題といたします。

町長からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 17 号から議案第 23 号までについて、一括して御提案申し上げます。

議案書 142 ページをお開き願います。

初めに、議案第 17 号 令和 7 年度五霞町一般会計補正予算（第 7 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 8,971 万 9,000 円を減額し、総額をそれぞれ 66 億 8,561 万 6,000 円とするものです。

続きまして、議案書 178 ページをお開き願います。

次に、議案第 18 号 令和 7 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4,106 万 8,000 円を追加し、総額をそれぞれ 9 億 6,574 万 7,000 円とするものです。

続きまして、議案書 188 ページをお開き願います。

次に、議案第 19 号 令和 7 年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,709 万円を追加し、総額をそれぞれ 2 億 7,531 万 3,000 円とするものです。

続きまして、議案書 198 ページをお開き願います。

次に、議案第 20 号 令和 7 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 4,805 万 8,000 円を減額し、総額をそれぞれ 8 億 2,925 万 3,000 円とするものです。

続きまして、議案書 211 ページをお開き願います。

議案第 21 号 令和 7 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 3 号）ですが、収益的収入及び支出において収入支出ともに 100 万円を追加するものです。また、資本的収支、収入及び支出において収入から 718 万 5,000 円、支出から 704 万 8,000 円をそれぞれ減額するものです。

続きまして、議案書 219 ページをお開き願います。

議案第 22 号 令和 7 年度五霞町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）ですが、収益的収入及び支出において収入支出ともに 177 万円を追加するものです。また、資本的収入及び支出において収入から 607 万 6,000 円、支出から 562 万 6,000 円をそれぞれ減額するものです。

続きまして、議案書 227 ページをお開き願います。

議案第 23 号 令和 7 年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）ですが、収益的収入及び支出において、収入支出ともに 75 万円を追加するものです。

これら各会計の補正予算については、本定例会には常任委員会が予定されています。

詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願います。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 17 号から議案第 23 号までは、会議規則第 37 条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号から議案第 23 号までは付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

#### ◎議案第 24 号～議案第 30 号の一括上程、説明

○議長（植竹美智雄君）お諮りいたします。

日程第 31、議案第 24 号 令和 8 年度五霞町一般会計補正会計予算から日程第 37、議案第 30 号 令和 8 年度五霞町農業集落排水事業会計予算までは、各会計の当初予算で関連しておりますので、一括して議題としたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号から議案第 30 号までを一括して議題といたします。

町長からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 24 号から議案第 30 号まで一括して御提案申し上げます。

議案書 231 ページをお開き願います。

議案第 24 号が令和 8 年度五霞町一般会計予算、議案第 25 号が令和 8 年度五霞町国民健康保険特別会計予算、議案第 26 号が令和 8 年度五霞町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 27 号が令和 8 年度五霞町介護保険事業特別会計予算、議案第 28 号が令和 8 年度五霞町水道事業会計予算、議案第 29 号が令和 8 年度五霞町公共下水道事業会計予算、議案第 30 号が令和 8 年度五霞町農業集落排水事業会計予算でございます。

予算の詳細につきましては、別冊の予算書にまとめていますが、一般会計予算は 62 億円、特別会計 3 会計の予算は 20 億 8,700 万円、公営企業会計 3 会計の予算は 16 億 6,260 万円、全会計の総額は 99 億 4,960 万円です。

これら各会計の予算については、本定例会には予算特別委員会が予定されております。詳細については、予算特別委員会において御説明申し上げますので、よろしく願います。

○議長（植竹美智雄君）続いて、各担当課長から各会計予算の補足説明を願うところでありますが、予算特別委員会への付託を予定しておりますので、補足説明を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認め、補足説明は省略いたします。

以上で、各会計予算についての説明が終わりました。

---

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第38、発議第1号 五霞町議会予算特別委員会の設置を議題といたします。

本案の提出者であります新井 庫君から提案理由の説明を求めます。  
新井 庫君。

〔6番 新井 庫君 登壇〕

○6番（新井 庫君）6番議員の新井です。

発議第1号 五霞町議会予算特別委員会の設置について提案理由を申し上げます。

先ほど、知久町長から令和8年度施政方針が述べられました。令和8年度の新年度予算案は、一般会計が62億円で、特別会計の合計は20億8,700万円、さらに、公営企業会計の合計は、収益勘定、資本勘定の合計で16億6,260万円となっており、過去最大の予算規模であった令和7年度当初予算と比較して、全体で0.6%の減額ではありますが、ほぼ横ばいとなっております。

現在、町は人口減少や少子高齢化など様々な課題に直面しております。そのような中、町の将来を見据えた持続可能な行政運営となっているか慎重に審査を行うことは、町民一人一人に代わって監視機能を委ねられている我々議会の責務であります。

これら令和8年度予算の審査に当たり、財源の調達見積りが適正であるか、予算の執行は町民全体の立場に立った公平なものであるかなどに注視しながら慎重に審査すべきと考え、予算特別委員会の設置を別紙のとおり提案するものであります。

議員各位には御理解を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、本案は直ちに採決することに決しました。

発議第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、発議第1号 五霞町議会予算特別委員会の設置は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第24号～議案第30号の委員会付託

○議長（植竹美智雄君）お諮りいたします。

議案第24号 令和8年度五霞町一般会計予算から議案第30号 令和8年度五霞町農業集落排水事業会計予算までの令和8年度会計予算については、9人の委員で構成する予算特別委員会へ付託し審査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第24号から議案第30号までは、付託一覧表のとおり予算特別委員会へ付託することに決しました。

---

◎休会の件

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第39、休会の件を議題とします。

委員会審査及び議案調査の都合により、3月4日から3月11日及び3月14日から3月15日は本会議を休会したいと思います。

この件に関し、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、3月4日から3月11日及び3月14日から3月15日は本会議を休会いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（植竹美智雄君）以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午前11時40分

